

株式会社ロコガイドとの地域情報発信等に関する連携協定書

東大阪市（以下「甲」という。）と、株式会社ロコガイド（以下「乙」という。）は、相互の情報資産等の活用による市民サービスの利便性向上のため、以下の通り地域情報発信等に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が保有する情報資産及び知見を活用し、情報発信のデジタル化の推進により、市民サービスのさらなる利便性向上を目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、以下の各号の取組みを連携し協力する。また、これらの事項の取組みの具体的な内容及び実施方法は、甲乙が協議のうえ、別途合意して定める。

- (1) 乙の運営する「混雑ランプ」サービスの提供。
- (2) 乙が保有する地域情報の提供プラットフォームを活用した選挙に関する情報の市民への発信。
- (3) その他本協定に沿うこと。

2 本協定の締結により、甲と乙が第三者と連携または協力することを妨げるものではない。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、前条の連携及び協力に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲と乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲と乙は、反社会的勢力(暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(プレスリリース)

第7条 甲と乙は、本協定にかかるプレスリリースを実施する場合、相手方の確認を経たうえでこれを行う。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年9月1日

東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市
代表者 東大阪市長 野田 義和

東京都港区三田一丁目4番28号
株式会社ロコガイド
代表取締役 穂田 誉輝